

藤沢市社会教育指導員規則の廃止について
藤沢市社会教育指導員規則を廃止する規則を次のように定める。

2020年（令和2年）1月15日提出

藤沢市教育委員会

教育長 平 岩 多恵子

1 廃止する規則

別紙のとおり

2 施行期日

2020年（令和2年）4月1日

提案理由

この議案を提出したのは、地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、特別職非常勤職員となる者の要件が厳格化されたことに伴い、非常勤職員として設置している藤沢市社会教育指導員を廃止する必要による。

藤沢市社会教育指導員規則を廃止する規則をここに公布する。

令和2年 月 日

藤沢市教育委員会

教育長 平 岩 多恵子

藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市社会教育指導員規則を廃止する規則

藤沢市社会教育指導員規則（昭和48年藤沢市教育委員会規則第6号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

○藤沢市社会教育指導員規則

昭和48年9月30日

教委規則第6号

改正 昭和51年9月6日教委規則第4号

昭和54年9月22日教委規則第2号

昭和55年3月31日教委規則第5号

昭和61年4月23日教委規則第1号

平成3年3月31日教委規則第12号

平成9年2月13日教委規則第7号

平成9年3月25日教委規則第11号

平成21年3月22日教委規則第13号

平成23年3月30日教委規則第10号

平成25年3月22日教委規則第4号

(目的および設置)

第1条 この規則は、この市の社会教育指導者の充実を図り、住民の自発的な社会教育活動を促進援助するため、社会教育指導員(以下「指導員」という。)を置き、その職務、資格その他必要な事項を定めることを目的とする。

(職務)

第2条 指導員は、社会教育に関する情報提供、相談などを行なうとともに次の各号に掲げる職務を行なうものとする。

- (1) 社会教育事業実施についての指導、助言
- (2) 社会教育に関する団体の育成、指導
- (3) 社会教育相談

(資格および委嘱)

第3条 指導員は、教育一般に関して豊かな識見を有し、かつ、社会教育に関する指導技術を身につけている者のうちから教育委員会が委嘱する。

(平成23教委規則10・一部改正)

(定数および任期)

第4条 指導員の定数は、各公民館に4名以内とし、任期は、一箇年以内とする。ただし、再任はさまたげない。

(平成3教委規則12・全改、平成9教委規則7・平成9教委規則11・平成21教委規則13・平成25教委規則4・一部改正)

(勤務)

第5条 指導員の勤務時間は、週24時間以内とする。

(昭和55教委規則5・全改)

(報酬)

第6条 指導員の報酬は、藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例(昭和31年9月藤沢市条例第36号)に定めるところによる。

(委任)

第7条 この規則の運営等に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この規則は、昭和48年10月1日から施行する。

付 則(昭和51年教委規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和54年教委規則第2号)

この規則は、昭和54年10月1日から施行する。

付 則(昭和55年教委規則第5号)

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則(昭和61年教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。

附 則(平成3年教委規則第12号)

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成9年教委規則第7号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成9年教委規則第11号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成21年教委規則第13号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年教委規則第10号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年教委規則第4号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。